

内閣府

○ 令第一号

国土交通省

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十一条の規定に基づき、国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年四月八日

内閣総理大臣 菅 義偉

国土交通大臣 赤羽 一嘉

国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特

内閣府

例に関する措置を定める命令（令和二年

国土交通省

令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後

(規制標識等の特例)

第一条 国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和三年内閣府令第二十八号）に規定する認定新事業活動計画に記載された同令に規定する新事業活動を実施する区域（以下「新事業活動実施区域」という。）における道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（

総理府

昭和三十五年 令第三号）別表第一規制標識の部分及び別表第

建設省

五規制標識の部分の規定の適用については、同令別表第一規制標識の部分自転車一方通行の項中「基づき、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車」とあるのは「基づき、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車及び特定小型電動車（国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和三年内閣府令第二十八号）に規定する小型電動車であつて、同令に規定する認定新事業活動計画に従つて実施される同令に規定する新事業活動において貸し渡され、同令に規定する区域内の道路を通行しているものをいう。以下同じ。）と、「一定の方向にする自転車」とあるのは「一定の方向にす

改正前

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車（国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。以下単に「原動機付自転車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法第二条第三項に規定する新事業活動に係る同法第九条第一項に規定する新事業活動計画として同項の認定（同法第十条第一項の認定を含む。）を受けたもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）に記載された当該新事業活動を実施する区域における道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年

総理府

令第三号）の規定の適用については、同令別表第一規制標識の

建設省

部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」とあるのは「軽車両及び特定原動機付自転車（国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令（令和二年 内閣府 令第三号）に規定する原動機付自転車であつて、同令に規定する新事業活動計画に従つて実施される同

内閣府  
国土交通省

令第三号）に規定する原動機付自

る自転車及び特定小型電動車」と、「により、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車」とあるのは「により、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車及び特定小型電動車」と、同部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」とあるのは「軽車両及び特定小型電動車を除き」と、同部分普通自転車専用通行帯の項中「軽車両」とあるのは「軽車両及び特定小型電動車」と、同令別表第五規制標示の部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」とあるのは「軽車両及び特定小型電動車を除き」とする。

(補助標識の特例)

第二条 新事業活動実施区域における道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第一補助標識の部分の規定の適用については、「車両進入禁止」、「指定方向外進行禁止」及び「一方通行」を表示する本標識に附置されている「車両の種類 (A・B) (503- )」を表示する補助

標識のうち、普通自転車が当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示しているものについては、国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に

令に規定する新事業活動において貸し渡され、同令に規定する区域内の道路を通行しているものをいう。以下同じ。)を除き」とし、同部分普通自転車専用通行帯の項中「軽車両」とあるのは「軽車両及び特定原動機付自転車」とし、同令別表第五規制標示の部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」とあるのは「軽車両及び特定原動機付自転車を除き」とする。

- 一 貸し渡される原動機付自転車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 二 貸し渡される原動機付自転車に係る交通事故があつた場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

「条を加える。」

関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車であつて、同令に規定する認定新事業活動計画に従つて実施される同令に規定する新事業活動において貸し渡され、新事業活動実施区域内の道路を通行しているものも当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示すものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。